

## 「石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託」候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託」の候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、石岡市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領のほか、提案書作成要領、提案書評価基準及び仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の概要
- （2）プロポーザルの手続き
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

2 実施要領等の資料については、石岡市ホームページ(<https://www.city.ishioka.lg.jp/>)へ掲載する。※印刷物での配布は行わない。

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- （1）提案者の会社概要
- （2）同種業務実績
- （3）業務実施体制
- （4）予定技術者（資格者等）の経歴等
- （5）予定技術者（資格者等）の同種業務実績
- （6）業務の実施方針
- （7）業務の実施手法
- （8）技術提案書
- （9）その他課題等
- （10）業務工程表
- （11）参考見積書
- （12）その他当該業務に必要な事項

(評価項目)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の実務実績
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方針・実施手法
- (4) 業務への理解
- (5) 業務の提案内容
- (6) 説明・質疑応答
- (7) その他当該業務に必要な事項

2 プロポーザルの評価にあたって、第2次審査において提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を候補者として特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 プロポーザル評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長、副委員長及び委員は別に定め、特定者との契約締結後に公表する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 評価委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開催することができない。

8 委員長は、評価結果を業者選考委員会へ報告するものとする。

(全体スケジュール)

第6条 本業務に係る全体スケジュールは以下のとおりとする。

内容	時期 (予定)
実施要領等の公表	令和7年9月5日 (金)
参加意向申出書等の提出期限	令和7年9月19日 (金) 午後3時まで (必着)
提案資格結果の通知	令和7年10月3日 (金) まで
現地見学	令和7年10月6日 (月) ~ 10月10日 (金)
質問書提出期限	令和7年10月17日 (金) 午後3時まで (必着)

質問回答の公表	令和7年10月24日（金）まで
提案書（第1次審査）の提出期限	令和7年11月14日（金）午後3時まで（必着）
第1次審査（書類審査）	令和7年11月26日（水）
第1次審査結果の通知	令和7年12月1日（月）まで
提案書（第2次審査）の提出期限	令和7年12月17日（水）午後3時まで（必着）
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年12月23日（火）（予定）
審査結果（特定・非特定）通知	令和7年12月下旬まで
優先交渉権者との詳細協議	令和8年1月～
契約締結・業務開始	令和8年2月～

（評価結果の審査）

第7条 業者選考委員会は、評価委員会から評価結果があったときは、選考委員会において、次の事項について審査する。

- （1） 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- （2） 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- （3） 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項
- （4） 特定、非特定結果通知書に記載する事項
- （5） その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年9月5日から施行する。